

第4章 各施策を推進するために

第1節 推進体制の整備

本計画は、高齢者に関する総合的な計画であり、その範囲が広範にわたるため、行政のみならず民間団体や保健・福祉・医療・介護の各機関、地域、教育・経済等の各団体との連携が欠かせないものになります。

したがって、関係者や市民に計画の趣旨や内容の周知を図り、関係機関や地域団体との連携の強化、協力体制づくりを進めていきます。

1. 行政の連携強化

本計画は、保健・福祉・医療・介護の領域を中心に多岐にわたる施策に対して、一体的に取り組むことが必要となっています。

高齢者に関連する施策を担当する課も複数にまたがっており、各施策の整合性を図り、効率的な計画推進を行うためにも、より一層、庁内の横の連携を密にし、情報や目的を共有して取り組んでいきます。

また、国や県の動向にも注意し、計画推進に反映させていくとともに、広域に関わる問題や、国・県の協力を必要とする問題については、迅速に対応することができるように、連携を強化していきます。

2. 関係機関との連携

高齢者の生活支援を総合的に行うとともに、市民にとって効果的な介護予防・生活支援の事業を展開するため、市内外の多様な関連施設・機関の協力や、民生委員*、地域住民、ボランティア、NPO等の協力が必要となります。そのほかにも、社会福祉協議会、国民健康保険団体連合会、医療機関、教育機関など、多様な団体、機関との連携が不可欠です。

円滑な事業運営を図るためには、関係者が必要とする情報を共有できるように情報提供を行うとともに、関係者間の連絡・調整を行うなど、本市を起点とした協力体制づくりに取り組んでいきます。

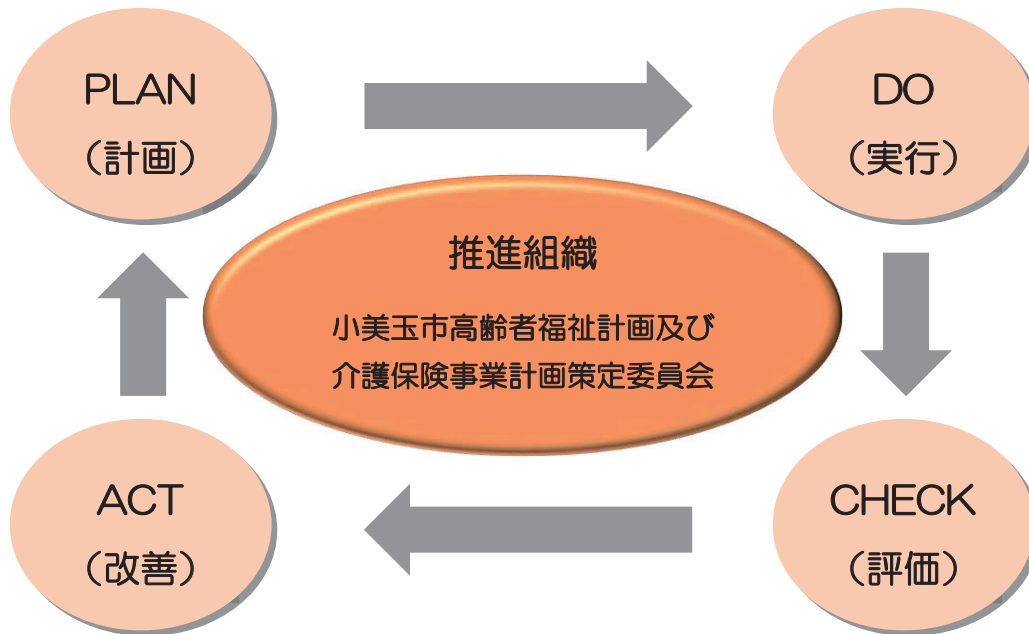
3. 市民の参画と協働

介護保険事業の円滑な実施と、保健・福祉・医療サービスの提供を実現しつつ、健やかな福祉社会を実現していくために、高齢者をはじめとする市民の声を聞き、よりよいサービスを育てていくと同時に、ボランティアをはじめとする地域の様々な個人・団体の参画を募り、協働の仕組みづくりを進めていきます。

第2節 計画の適正な運営

1. PDCAサイクルの推進

高齢者福祉施策及び介護保険事業を円滑に推進していくため、PDCAサイクルを推進し、評価結果に基づき、より効果的な支援施策を検討し、所要の対策の実施に取り組めます。



2. 計画の達成状況の点検・評価

高齢者福祉施策及び介護保険事業を円滑に進めていくために、社会情勢や高齢者ニーズの変化、事業の実施及び進捗状況の把握を行った上で評価や見直しを行います。

第3節 地域包括ケアシステムの深化・推進

「地域包括ケアシステム」は、高齢者が住み慣れた地域で自立し、尊厳のある暮らしを可能な限り継続できるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供されることを目指したものであり、第5期計画より構築に向けて推進してきました。

第7期計画では、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険等の一部を改正する法律により保険者機能強化に必要となる仕組みが創設され、さらなる地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」「介護給付等対象サービスの充実・強化」「在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備」「認知症施策の推進」「日常生活を支援する体制の整備」「高齢者の住まいの安定的な確保」について、重点的に取り組んできました。

第8期計画では、引き続き第7期計画での取組を強化しながら、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を図りながら、地域共生社会の実現に向けて中核的な基盤となる地域包括ケアシステムの推進とあわせて社会福祉基盤の整備や地域づくりを一体的に取り組む必要があります。

1. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持って、自立した生活が送れるよう、自立支援や介護予防・重度化防止の取組が重要となります。

こうしたことから、自立支援・介護予防に関する普及啓発を地域全体に対して行うとともに、専門職の関与を得ながら高齢者の介護予防に資する通いの場の充実を図り、効果的・効率的な取組となるよう、PDCAサイクルに沿った取組を推進します。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を図りながら、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげることで疾病予防・重度化予防を促進します。

2. 介護給付等対象サービスの充実・強化

高齢者が要介護状態となっても、可能な限り、住み慣れた地域で生活が送れるよう、在宅サービス*と施設サービスの連携等により、継続的な支援が行える体制整備が求められています。併せて、介護をしている家族等の就労継続や負担軽減の必要性も踏まえることが重要となっています。

こうしたことから、高齢者の日常生活全般を柔軟なサービス提供により支えることができる「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「小規模多機能型居宅介護」「看護小規模多機能型居宅介護」等については、利用者のニーズの動向及び市内や近隣事業者の参入意向の動向を継続的に把握し、その基盤整備に向けた対応を図ります。

3. 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備

今後、75歳以上の高齢者も増加していくことが見込まれており、介護を必要とする方も増加していくことが予想されることから、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症の対応力強化、感染症及び災害時対応等、在宅医療と介護の連携が様々な場面で求められます。

こうしたことから、在宅医療及び介護が円滑に提供される仕組みを構築するため、医療関係職種や介護関係職種等の多職種との連携や人材の確保・育成を図る取組を推進するとともに、医療と関係する庁内関係各課との連携を図りながら、在宅医療・介護連携のための体制を充実します。

4. 認知症施策の推進

高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者も増加していくことが見込まれていることから、認知症施策推進大綱の5つの柱に基づき、認知症施策を推進します。

第7期計画期間中における認知症ケアパス*の普及促進や、認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員等のさらなる活用を図るとともに、認知症高齢者や認知症高齢者を介護している家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みとしてチームオレンジ等の構築を検討し、地域で見守る地域づくりを推進します。

5. 日常生活を支援する体制の整備

高齢者が地域で生きがいを持ちながら生活を継続していくためには、多様な生活支援サービスや高齢者の社会参加の場が必要となります。

こうしたことから、本市が中心となり、生活支援コーディネーターや協議体による地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手の養成、資源の創出等を通じて、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援サービスを担う事業主体との連携を図り、生活支援の充実・強化を推進します。

6. 高齢者の住まいの安定的な確保

高齢者が安心して暮らせる住まいと生活に係る福祉サービス等の一体的な供給を行うため、本市の住宅施策関連部門との連携を図り、高齢者の住まいの安定的な確保を推進します。

さらに、高齢者人口や人口構成の変化に伴い、地域ごとに介護需要も異なってくることから、町内会や自治会の活動を基盤とした既存のコミュニティを再構築していくとともに、地域ごとの将来の姿や課題を踏まえ、「まちづくり」の一環として位置づけ推進します。

第4節 地域包括支援センターの機能強化

地域包括ケアシステムを有効に機能させるためには、高齢者の日常的な生活範囲（日常生活圏域）を基本的な単位として、地域にある社会資源等の全体像を把握した上で高齢者の個々の状況に応じてコーディネートし、個人個人の状態に合ったサービスを提供することにより、その生活を支えていくことが必要です。

地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士*、主任介護支援専門員を配置して医療・福祉・介護等の多様なニーズに対してワンストップの支援を行う機関として、高齢者の総合相談支援を行うとともに、地域包括ケア会議をはじめ、地域の様々な立場にいる関係者間のネットワークづくりを推進しています。特に地域のつながりを強化するため、地域包括支援センターが居宅介護支援事業所や介護施設など地域の既存の社会資源と効果的に連携し、地域における相談支援の機能を強化します。

地域包括支援センターの運営については、効果的・安定的に実施されるよう地域包括支援センターの評価を定期的に行い、地域包括支援センター運営協議会での意見を踏まえて、必要な改善・職員体制の検討を行います。また、地域包括支援センターの職員については、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員のほか、三職種以外の専門職や事務職の配置も含め必要な体制を検討していきます。

地域包括支援センターの体制強化に向けて、保険者機能強化推進交付金の活用を検討しながら、自己評価及び保険者自己評価票を用いて評価し、継続的に安定した事業の実施につなげていきます。

第8期計画では、引き続き介護離職の防止など、家族等に対する相談・支援体制の強化を図るため、地域包括支援センターの土日等の相談体制の整備のほか、電話等による相談体制の拡充、地域に出向いた相談会の実施、企業や労働施策担当部門との連携など、地域の実情を踏まえて展開していきます。

また、介護予防ケアマネジメント業務については、要支援者等に対する適切なケアマネジメント*を実現する観点から、必要な外部委託を行いやすい環境整備を進めます。

◆高齢者の生活を総合的に支援する取組（包括的支援事業）

- 総合相談支援
- 地域包括ケア推進会議・地域包括ケア個別会議による個別事例の解決とネットワークの構築
- 介護支援専門員*（ケアマネジャー）・医療機関等とのネットワーク構築
- 権利擁護・虐待対応
- 介護支援専門員（ケアマネジャー）の後方支援

第5節 災害及び感染症に対する備えの体制整備

1. 災害に対する備えの検討

近年の災害発生状況を踏まえると、日頃から事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、事業所等におけるリスクや、物資の備蓄及び調達状況の確認を行うことが重要であることから、事業所等で策定している災害に関する具体的な計画を定期的に確認するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路、避難方法等の確認を促す取組を行います。

また、本市の地域防災計画における取組とも連携・協働しながら、災害に強いまちづくりを推進します。

2. 感染症に対する備えの検討

新型コロナウイルス等の感染症に対する備えとして、日頃から事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要であることから、事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症に対する研修の充実を図ります。

また、感染症発生時も含めた都道府県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制を整備するとともに、事業所等における適切な感染防護服、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を進めていきます。